

ルールやマナーを守りましょう！

- 犬、猫、鳥などのペット類は、鳴き声や悪臭、動物の体毛の飛散によるアレルギー等のため他の入居者の方への迷惑となりますので、飼育は固くお断りします。



- テレビやラジオなど大きな音で聞いている
- 室内や階段、廊下で大きな足音をたてたり、物音がする
- 勢いよくドアや窓を開閉している
- 深夜まで大声で騒いでいる



⇒ 自分では問題ないと思っていることでも、他人には不快に感じる場合があります。

- 自治会活動の掃除当番や草取りなどにご協力ください。

※ 市営住宅では、様々な人がいろいろな考えを持って生活しています。お互いルールを守り快適に暮らしましょう。また、皆さんが同じ団地内で快適な生活を送るためには、他人への思いやりや積極的な近所づきあいが必要です。過度な干渉は周りに不快な思いを与えてしまうこともあるため注意が必要ですが、お互いが心がけ、皆が快適に生活できる住環境を作りましょう。



無断同居は厳禁です。必ず届出を！

市営住宅は資格審査を受け、入居者として決定された人しか入居できません。入居していないかたを新たに入居させる場合には、事前に建築課に同居が可能かを確認後、

「同居承認申請書」を提出してください。

同居を承認できる人は、入居者の配偶者や2親等内の親族が対象です。(※)

甥や姪、扶養関係のない孫などはできません。



◎ 再三の注意にもかかわらず無断同居が続いたり届出をしない場合は、入居者に対して明け渡し請求をすることがあります。

※ 世帯の所得額等により、承認できない場合があります。

重要 7月は収入申告書の提出月です！

翌年度の家賃を決めるための大切な手続きですので、提出期限の**7月29日(金)**までに必ず申告してください。なお申告がない場合は、民間アパートと同程度の家賃となりますので、ご注意ください。